

岡垣町教育基本構想

【はじめに】

岡垣町教育委員会ではこれまで、教育の振興と充実のために平成13年に教育基本構想を策定し、平成22年度までの10年計画を立て、教育行政の推進に努めてきました。

また、岡垣町においては、今後のまちづくりの基本理念や基本姿勢、将来像実現のための施策を明らかにした「岡垣町第6次総合計画」が令和2年度に策定され、岡垣町の令和3年度からの10年間の基本政策の方向が示されました。

教育構想の策定にあたっては、平成13年度から掲げてきた岡垣町の教育理念は継承し、平成18年に改正された国の教育基本法が明示した「5つの教育目標」も勘案して、次に掲げる内容を今後の教育施策の柱として生涯学習社会の実現を目指し、総合的な教育行政を進めます。

【今後の教育施策の柱】

- 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間の育成
- 我が国や郷土の文化と伝統を大切にすることを基盤にして、国際社会を生きる心豊かな町民の育成
- 公共の精神を尊び、国家や社会の形成者として主体的に町づくりに参画する町民の育成

I 岡垣町の教育の指針と基本的な方向

今日、科学技術の著しい発展や国際化、情報化の進展、少子高齢化の進行、深刻化する環境・エネルギー問題など、社会の様々な面での変化が急速に進んでおり、これからの21世紀はさらに激しい変動が予想されます。

このような状況の中、新しい時代に適合した教育を積極的に推進し、創造的でチャレンジ精神に満ちた人材の育成を図ることが重要です。

このため岡垣町の教育の指針は

1. 学校、家庭、地域が共に手を携え、子どもたちに未来を拓く確かな学力、主体的、自律的な行動をする資質や能力を身に付けさせる
2. 一人一人の個性を見出し、その伸長を図ると共に、他人を思いやる心、社会に貢献しようとする態度など、豊かな人間性を培う

3. 町民の一人一人が自己の目標や理想の実現のために生涯を通じて学び続けるとともに、すべての町民が参画して「地域を愛し、元気で心豊かな人が育つまちづくり」を目指す
4. 薫り高い文化と地域の伝統が息づく活力ある郷土を築いていく町民を育成する

このような認識のもとに、岡垣町教育委員会は今後の10年間の教育施策の基本的な方向を以下の5つの内容に整理し、重点化を図ると共に、広く町民の理解と協力を得ながら、また関係団体などとの密接な連携を保ちながら、積極的且つ着実に施策の推進に努めます。

1. 確かな学力と豊かな徳性を育む学校教育の充実と体力、気力に満ちた青少年健全育成の推進
2. 男女が互いに支えあい人権が尊重される教育及び、命あるものを尊び他者を思いやる心を育む教育の推進
3. 子どもたちが安心して学び、育つ家庭教育を充実させると共に、地域の「人・もの・こと」を活かし、心豊かな人間を育成する体験的な学習の推進
4. 学校、家庭、地域が連携し、「地域の子どもは地域で育てる」ことを基本とした学校運営の推進と、学校教育と社会教育との連携・融合の推進
5. 地域に誇りを持ち、文化伝統を守り、多彩な交流を通して郷土愛や人間愛を深める活動の推進

Ⅱ 基本構想に係わる各主体の役割

岡垣町の基本目標を達成するには、町民をとりまく主体である学校、家庭、地域及び行政が相互に連携し協力すると共に、それぞれの役割を十分に果たすことが重要です。

そこで各主体がそれぞれの役割を再認識、再確認するために学校、家庭、地域、行政の役割を明らかにしておきます。

1. 学校の役割
 - (1) 基礎・基本的な知識や技能を確実に身に付けさせる
 - (2) 学習意欲をよびおこし、学習の仕方を身に付けさせる
 - (3) 自らの存在をかけがえのないものと認識し、自ら考える力、判断し実践する力を育てる
 - (4) 社会性、協調性を身に付けさせると共に、やさしさ、正義感など、豊かな心を育む

- (5) 心身の健康や体力を付けさせる
- (6) 家庭や地域社会に対して、児童・生徒を健やかに育むための連携・協力を働きかける

2. 家庭の役割

- (1) 子育ての自覚、責任をもつ
- (2) 基本的な生活習慣、善悪の判断力を身に付けさせる
- (3) 家族集団への思いやりや愛情を育て、家庭を安心できる場とする
- (4) 子どもの個性を見つけ、大切にし、未来への希望を持たせる
- (5) 家庭での仕事、社会生活のルールを学ばせる
- (6) 我が家の子どものみではなく、他の家族と連帯し、地域での体験活動に参加する

3. 地域の役割

- (1) 児童・生徒に自尊感情を身に付けさせ、創造性を伸ばす遊び、活動の場を提供する
- (2) 異年齢集団の中で様々な体験の機会を与え、共同的关系を習得させる
- (3) ボランティアやスポーツ、文化の活動を活発に展開する
- (4) 地域の行事、伝統文化、職業体験の機会を与える。また、通学合宿や直接的体験を学校・家庭と連携して行う

4. 行政の役割

- (1) 学校の施設設備などを充実させる
- (2) 学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たせるように、要求に応じた条件整備を進める
- (3) 学校教育、社会教育、家庭教育及び福祉など、子ども・町民に係わる施策を推進する
- (4) 国・県などの動きと連動しながら教育環境をつくる

Ⅲ 基本方針

1. 地域の人材を育成するための教育の向上の取り組み

- (1) 学校・家庭・地域が連携、協働し、目標の共有化を図るしくみをつくる
- (2) 家庭教育の充実を期するため、関係機関との連携のしくみをつくる
- (3) 学校教育と社会教育との連携を強化し、学社融合の推進を図ると共に社会貢献や新たな挑戦の機会を工夫する

- (4) 魅力のある優れた教職員の育成を目指し、使命感の育成や、指導技術の向上を図る
2. 個性を尊重し個人の能力を伸ばし社会の一員としての「生きる力」の育成
- (1) 基礎的、基本的な学力を保障し、一人一人の学習意欲を向上させると共に、学習習慣の確立を図り、確かな学力を身に付けさせる
 - (2) 基本的な生活習慣や規範意識の定着を図り、生命の尊重、他を思いやる心の育成など望ましい人間性の育成を図る
 - (3) 宿泊体験、ボランティア体験などを通して、望ましい社会性や郷土愛を育む
 - (4) スポーツに親しむ習慣をつくり、体力の向上を図ると共に、フェアプレーの精神と忍耐力を育てる
3. 安全安心な生活環境の確保と質の高い教育が行われるための環境整備
- (1) 学校施設の非構造部材の耐震化の推進など、安全で安心できる教育施設を整備する
 - (2) 登下校時の児童・生徒の安全安心の確保のため、学校と地域の連帯強化に努める
 - (3) 学校図書館やサンリーアイ図書館を活用し、本に親しむ活動を推進する
 - (4) 就学前教育の充実を図り、保・幼・小の連携を強化する
4. 共に生きる心を育む特別支援教育の充実と人権教育の推進
- (1) 学習障がいや発達障がいなど特別支援教育の充実に努める
 - (2) 学校人権教育研究連絡協議会、岡垣町人権教育推進協議会などとの連携を重視し人権が尊重される社会の実現に努める
 - (3) いじめや暴力行為、不登校などをなくす児童・生徒指導の充実を図ると共に、小・中学校の連携・指導の充実、スクールカウンセラーの活用を図り、教育相談を充実させるなど健全な児童・生徒の育成に努める
 - (4) 岡垣町及び各学校におけるいじめ防止に関する基本方針に基づき、いじめ防止対策に取り組む
 - (5) 児童虐待の防止等のため、関係機関との連携を図りながら、適切な対応に努める
 - (6) 男女共同参画社会の実現や障害者、外国人などに対する人権尊重の精神の育成に努める
5. 国や郷土の伝統文化を尊重し、豊かな自然を守り、郷土を愛する心を育む道德教育及び環境教育の推進
- (1) 豊かな情操や創造性を育むための文化、芸術の振興に努める
 - (2) 郷土の文化や歴史の保存、啓発を進める

- (3) 国内留学事業などのホームステイ事業を通して、自然や文化、生活習慣の違いを体験し、異文化を尊重する態度を育むと共に郷土愛や自然保護の態度を育成する

6. 活力ある地域社会の実現や生涯学習の充実

- (1) 住民の多様なニーズに応える公民館事業の充実に努める
- (2) 健康で生きがいのある生活を目指した健康教育、生涯スポーツの振興を図る
- (3) 地域の活性化を図ると共に地域コミュニティ育成に努める
- (4) ICTの活用やメディア教育を通して望ましい情報処理能力や技術・技能を育成する
- (5) 学校教育との連携、融合を図り、活力ある地域づくりを進める